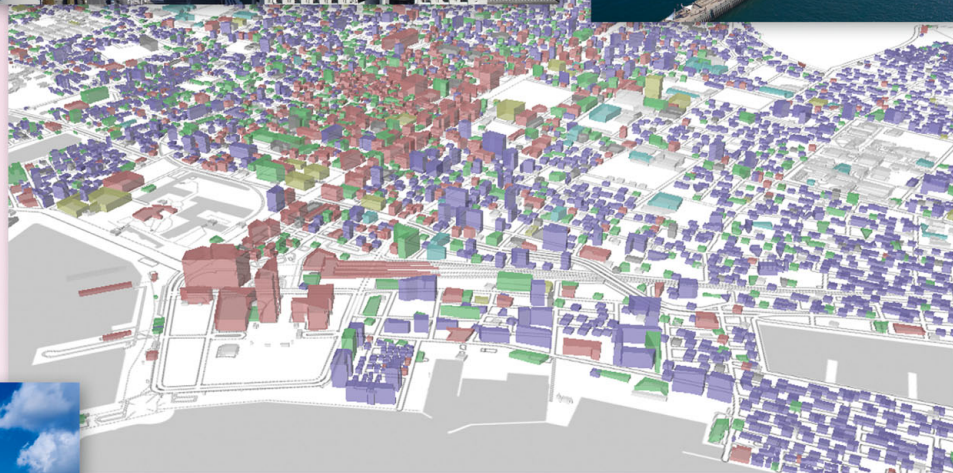
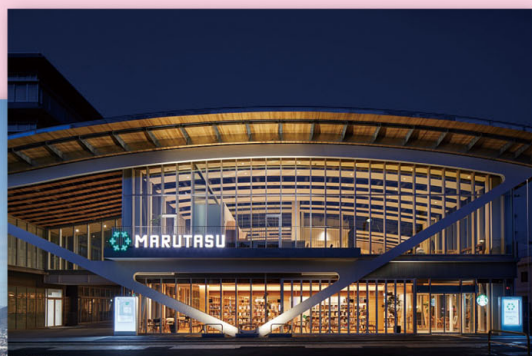


# 香川の 都市計画

City planning of Kagawa Pref.

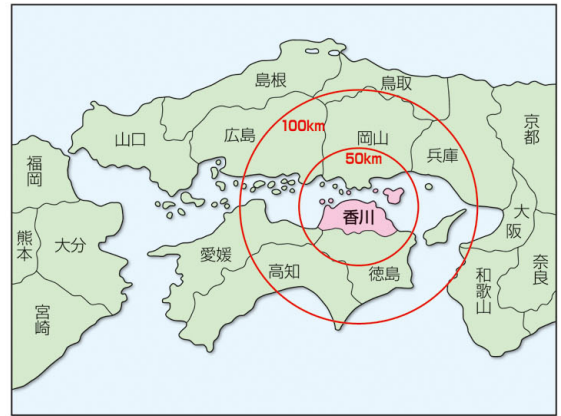


かがやくけん、かがわけん。

香川県

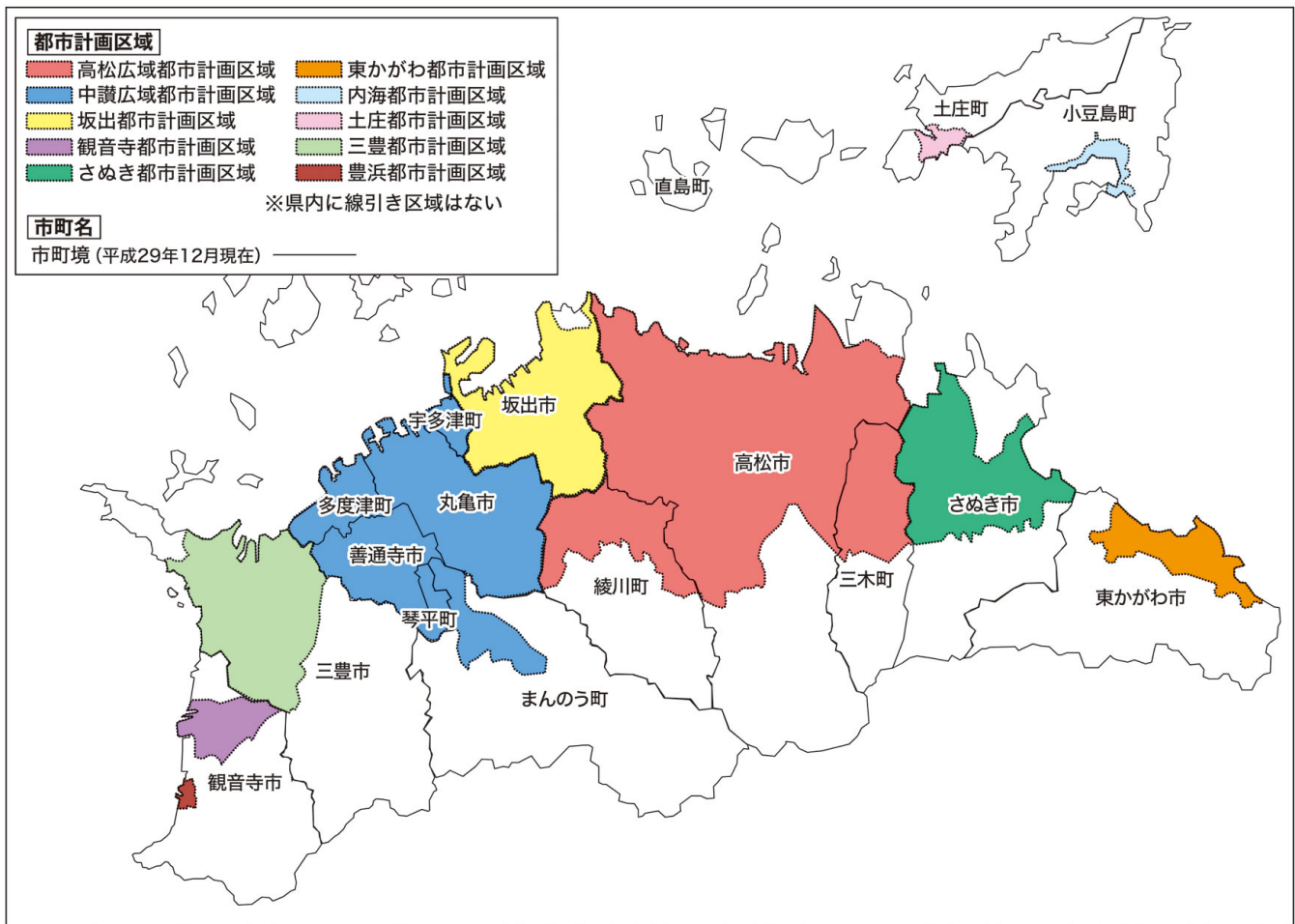
# 1 香川県のすがた

本県は四国の東北部に位置し、東西92.1km、南北61.3kmに伸びた半月状の地形で、南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かって緩やかに傾斜し讃岐平野が展開しています。北に瀬戸内海を望み、海岸線の総延長は約700km、海域には大小百十余の島々が散在し、豊かで美しい自然景観が形づくられています。面積は約1,877km<sup>2</sup>、全国に占める割合は約0.5%と全都道府県中で最小ですが、山地と平地との面積は、おおよそ相半ばしていることから、土地の利用度は極めて高くなっています。



人口は、令和2年10月1日現在で950,244人（令和2年国勢調査）であり、人口密度は506人/km<sup>2</sup>です。前回調査に比べ人口は26,019人減少しましたが、世帯数は増加し、一世帯当たり2.33人と核家族化が進んでいます。

## 都市計画区域の状況



## 香川県土木部都市計画課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 TEL 087-832-3557

# 2 都市計画区域

一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として県が指定します。

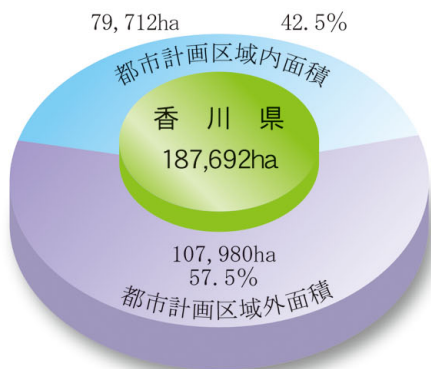
現在、本県では、8市9町のうち8市8町に10の都市計画区域を指定しています。

## 都市計画法適用区域一覧表

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		当初指定年月日	最終指定年月日	摘要
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)			
高松広域	高松市	37,554	417,496	24,041	408,855	T15.5.19	H16.5.17	行政区域の一部
	三木町	7,578	26,878	3,498	26,309	H3.1.11		〃
	綾川町	10,975	22,693	3,847	18,140	H10.8.11		〃
	小計	56,107	467,067	31,386	453,304			(1市2町)
中讃広域	丸亀市	11,183	109,513	8,835	109,312	T15.5.19	H16.5.17	行政区域の一部
	善通寺市	3,993	31,631	3,993	32,927	S9.12.13		全域
	宇多津町	810	18,699	810	18,952	S8.12.9		〃
	琴平町	847	8,468	847	9,186	S9.11.27		〃
	多度津町	2,439	22,445	1,971	23,267	S9.11.27		行政区域の一部
	まんのう町	19,445	17,401	2,048	9,375	S9.11.27		〃
	小計	38,717	208,157	18,504	203,019			(2市4町)
坂出	坂出市	9,249	50,624	8,769	52,422	S9.11.27	H16.5.17	行政区域の一部
観音寺	観音寺市	11,783	57,438	1,715	28,816	S9.8.15	S44.2.20	〃
豊浜				265	4,522	S9.8.15	H3.3.29	
さぬき	さぬき市	15,863	47,003	7,181	43,761	S9.11.27	H16.5.17	〃
東かがわ	東かがわ市	15,286	28,279	2,110	23,705	S8.12.9	H16.5.17	〃
三豊	三豊市	22,270	61,857	8,504	48,203	S8.12.9	R3.5.31	〃
土庄	土庄町	7,438	12,846	482	7,594	S9.2.6	S43.12.23	〃
内海	小豆島町	9,559	13,870	796	8,557	S19.5.30	S43.9.16	〃
-	直島町	1,422	3,103	-	-	-	-	
合計		187,692	950,244	79,712	873,903			(8市8町)

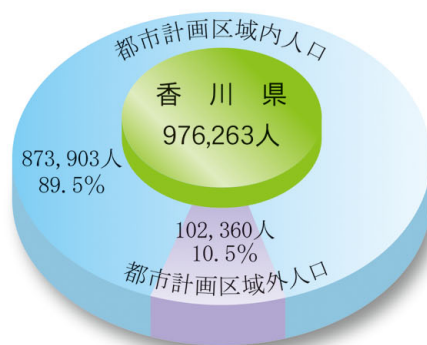
注) 行政区域面積は令和3年10月1日国土地理院調べ。  
人口は令和2年の国勢調査による。  
都市計画区域面積は令和4年1月末現在。  
都市計画区域人口は平成27年の国勢調査による。

### 都市計画区域面積比較



令和4年1月31日現在

### 都市計画区域内人口比較



平成27年10月1日現在

# 3

# 都市計画決定状況



都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要なものについて所定の手続を経て都市計画決定を定めます。

本県における都市計画の状況は以下のとおりです。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名		高松広域			中讃広域					坂出	観音寺	豊浜	さぬき	東かがわ	三豊	土庄	内海
都市名		高松市	三木町	綾川町	丸亀市	善通寺市	宇多津町	琴平町	多度津町	まんのう町	坂出市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町
種別	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○
	市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		
地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	○		○				○		○	○	○	○			
		第二種低層住居専用地域	○		○						○	○	○				
		第一種中高層住居専用地域	○			○	○	○		○		○	○	○			
		第二種中高層住居専用地域	○		○	○	○				○	○	○	○			
		第一種住居地域	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		
		第二種住居地域	○			○	○	○		○		○	○	○			
		準住居地域	○		○	○	○	○		○							
		田園住居地域															
		近隣商業地域	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		
		商業地域	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○		
		準工業地域	○			○	○	○		○		○	○	○	○		
	工業専用地域	○			○		○				○						
	特別用途地区	○			○		○		○		○						
	特定用途制限地域	○			○	○	○				○						
	高度地区				○												
	高度利用地区	○			○												
	都市再生特別地区	○															
	防火地域	○									○						
	準防火地域	○			○	○					○			○			
風致地区	○			○		○		○		○	○			○			
駐車場整備地区	○			○						○							
臨港地区	○			○				○		○	○	○	○	○	○	○	
促進区域	市街地再開発促進区域				○												
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域									○							
都市施設	交通	道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		駅前広場等	○			○	○	○				○	○	○		○	
		都市高速鉄道	○			○		○				○					
		駐車場	○			○		○			○						
	公園	自動車ターミナル	○														
		公園	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		緑地	○			○		○			○	○			○		
	下水道	墓園	○		○								○	○			
		公共空地	○								○						
	供給処理施設	流域下水道	○		○	○	○	○	○	○	○						
		公共下水道	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
		都市下水道	○			○					○			○	○		
		汚物処理場	○						○		○	○					
	その他	ごみ焼却場	○					○			○		○				
ごみ処理場		○			○	○		○		○							
市営市場		○			○							○					
と畜場		○											○	○			
市街地開発事業	火葬場	○	○	○	○	○											
	河川	○											○	○			
	河川	○															
地区計画等	社会福祉施設	○															
	行政	○															
	公共団	○			○		○			○				○			
地区計画等	個別	○			○					○		○	○	○			
	市街地再開発事業	○															
地区計画等	地区計	○			○					○							

# 4 マスタープラン

## (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

### ■都市計画区域マスタープランとは

都市計画では、都市づくりを進めていくための基本的な考え方を示したものを「都市計画マスタープラン」と呼び、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン」と市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがあります。

このうち、都市計画区域マスタープランは、都道府県が広域的な見地から、区域区分をはじめとして、広域的・根幹的なまちづくりの方向性を定めるものです。

**都市計画区域マスタープラン**  
(整備、開発及び保全の方針)

(都市計画法6条の2)

即する

**市町村マスタープラン**  
(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

(都市計画法18条の2)

### ■都市計画区域マスタープラン (R3.5.31改定) の概要

#### ○都市計画の目標

県内10の都市計画区域ごとに都市計画の目標を定めています。

#### 都市づくりの目標 (例:高松広域都市計画区域)

- ◆ 生活利便性と良好な環境を兼ね備えた持続可能な都市圏の形成
- ◆ 創造性に富んだ経済活動の場となる都市圏の形成
- ◆ 歴史・文化など地域の特長を生かした賑わいの創出
- ◆ 環境要素の積極的な保全と田園的な環境の向上
- ◆ 安全・安心で快適な都市の形成
- ◆ 多様な主体の連携によるまちづくり

#### ○区域区分の有無

本県では、平成16年5月に区域区分を廃止して以降、都市計画区域外への人口流出は抑制され、旧香川中央都市計画区域内人口は増加傾向にあり、区域区分を廃止した一定の効果が出ているといえます。香川県全体では人口減少傾向にあり、宅地開発などによる急激な市街地の拡大や産業面からの土地需要の拡大はしないと予想されるほか、土地利用に大きな影響を与える大規模プロジェクトも予定されていません。

以上のことから、引き続き県内全ての都市計画区域において区域区分は行いません。

#### ○主要な都市計画の決定の方針

以下の項目ごとに、主要な都市計画の決定の方針を定めています。

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針
- 5) 都市防災に関する都市計画の決定の方針

#### ○新たな連携による都市づくりにむけて

これからのまちづくりは、行政だけではなく、住民をはじめ、地域団体やNPO、企業などの様々な主体が積極的に参加し、相互に連携し、助け合いながら進めていく必要があります。また、人口が減少していく中で、都市の活力を維持・発展させていくため、都市単独の取組とともに、都市間で相互に連携した取組によるまちづくりを推進します。

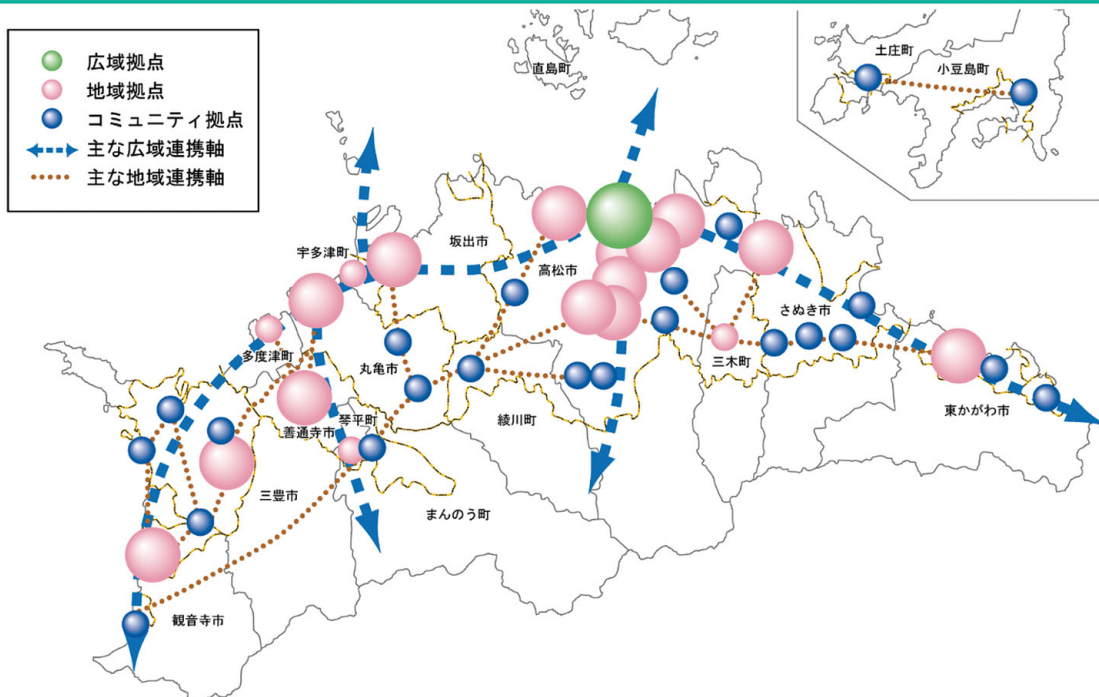
## (2) 集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針

平成18年のまちづくり三法の改正を受けて、集約型都市構造の実現に向けて、香川県独自にまちづくりの基本方針を定めたものです。

### ■集約型都市構造の基本的考え方

都市機能の集積度に応じて、高次都市機能のある広域拠点と一定の都市機能を有する地域拠点、徒歩生活圏のコミュニティ拠点を複数配置し、これらをつなぐ都市軸を連携軸として位置づけ、公共交通機関を主としたネットワークにより有機的に連携した分散連携型のまちづくりを目指します。

### 本県の集約型都市構造のイメージ (三層の集約拠点と都市軸)



### ■大規模集客施設の適正立地

都市計画法の改正により、大規模集客施設の立地が可能な用途地域は商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定され、また、用途白地地域ではその立地が原則できなくなりました。県は、この改正に関連して、集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設の適正立地の判断基準を定めました。

### 大規模集客施設の適正立地の判断基準

- ①原則として、大規模集客施設の立地は、広域拠点又は地域拠点内の商業地域・近隣商業地域・準工業地域(※1)とします。  
(※1)準工業地域では、特別用途地区により大規模集客施設の立地が規制されている場合があります。
- ②広域拠点又は地域拠点内にあつては、商業地域・近隣商業地域・準工業地域以外であっても、県や市町のまちづくりに関する計画との整合性や周辺地域の居住環境、周辺の交通環境、農業振興、自然環境等への配慮がなされているなどの要件を全て満たし、用途地域の変更等の都市計画の手続をとることにより、大規模集客施設の立地が可能となります。
- ③広域拠点又は地域拠点外にあつては、商業地域・近隣商業地域に大規模集客施設の立地が限られます。

# 5 土地利用

## (1) 市街化区域と市街化調整区域との区域区分(線引き制度)

都市の無秩序な市街化を防止し、効率的な都市環境の整備を進めるため、都市の発展の動向を勘案し、市街地として積極的に整備する区域(市街化区域)と、当分の間市街化を抑制する区域(市街化調整区域)とに区分する制度であり、通常、線引き制度とされています。本県では昭和46年から旧高松市、旧丸亀市、坂出市、旧牟礼町及び宇多津町において線引き制度を適用していましたが、今後急激な市街地の拡大が見込まれないことから、平成16年5月に適用を廃止しました。このことにより、県内全ての都市計画区域で線引き制度を適用していません。

## (2) 地域地区

地域地区は都市における土地利用計画を実現していくための規制、誘導という役割を果たすものであり、住居の環境を保護し、商業・工業等の機能を維持増進させるように、また、都市内の美観風致が守られるように定めるものです。本県では以下の①～⑩の地域地区を定めています。

### ① 用途地域

用途地域は、建築物の用途の純化と土地の合理的利用の促進を図るため、建築物の用途・形態・容積等について必要な規制を行うものです。本県では、現在6都市計画区域7市3町で定めています。

### 用途地域の状況

(単位:ha) (令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	用途	第一種低層住居専用地域						第二種低層住居専用地域			第一種中高層住居専用地域		第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域		第二種住居地域		準住居地域		近隣商業地域		商業地域								準工業地域			工業専用地域			合計	当初決定年月日	最終決定年月日
		容積率		建ぺい率		6/10	8/10	10/10	15/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10	20/10							
		6/10	8/10	4/10	5/10																												6/10	6/10	6/10	6/10			
高松市	用途	42	311	534	66	84	-	941	440	1,300	438	94	148	284	1.2	22	141	56	36	1.7	7.5	1,149	215	179	6,489	S48.12.11 県告705号	R4.1.28 市告57号												
	容積率	887						149						432		265								-			-												
	建ぺい率	-						19						21		21								-			-												
綾川町	用途	-	-	-	-	-	19	-	21	22	-	6.5	21	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	111	S29.12.1 町告182号	H29.12.1 町告182号											
小計	用途	42	311	534	66	84	18	941	461	1,321	438	101	171	284	1.2	43	141	56	36	1.7	7.5	1,149	215	179	6,599														
丸亀市	用途	-	125	53	-	-	-	250	12	486	6.1	24	71	7.9	-	-	50	9.3	-	-	-	179	144	195	1,611	S48.12.11 県告705号	H31.3.5 市告1071号												
善通寺市	用途	-	-	-	-	-	-	95	38	120	21	4.1	32	32	-	-	17	-	-	-	-	81	16	-	456	S63.8.1 市告26号	R元10.1 市告59号												
宇多津町	用途	-	-	-	-	-	-	72	-	171	8.6	7.5	18	-	-	-	38	-	-	-	-	148	-	66	529	S48.12.11 県告705号	R元10.1 市告59号												
多度津町	用途	-	-	81	-	-	-	50	-	163	18	10	30	-	-	-	5.5	-	-	-	-	102	161	-	621	S61.3.20 町告8号	H24.9.28 町告38号												
小計	用途	-	125	134	-	-	-	467	50	940	54	46	151	40	-	-	111	9.3	-	-	-	509	321	261	3,217														
坂出市	用途	-	-	79	-	-	-	25	107	345	83	10	8.4	21	-	-	60	7.5	-	-	-	410	124	602	1,881	S48.12.11 県告705号	R3.1.7 市告3号												
観音寺市	用途	47	-	63	-	-	-	58	13	182	29	-	6.4	-	-	-	37	8.7	-	-	-	123	75	-	642	S48.12.11 市告52号	R3.8.3 市告168号												
さぬき市	用途	-	-	60	-	-	-	13	56	120	19	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	90	89	-	475	H11.1.11 町告3号	H11.1.11※ 町告3号												
東かがわ市	用途	-	-	5.0	-	-	-	-	45	53	-	-	18	-	-	-	5.0	-	-	-	-	50	-	-	176	H11.4.14 町告50号	H15.3.17※ 町告22号												
小計	用途	89	436	875	66	84	18	1,504	731	2,961	623	156	383	344	1.2	43	353	81	36	1.7	7.5	2,331	824	1,042	12,990														
合計	用途	1,400						167						727		524								2,331			824			1,042			12,990						

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

## ② 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において、地域の特性を生かした土地利用の増進、環境の保護等を図るために定める地区です。本県では4市2町で指定しています。

都市計画区域名	都市名	特別用途地区	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	大規模集客施設制限地区	1,149	H19.11.30	R4.1.28
中讃広域	丸亀市	事務所地区	8.5	S42.3.11	H20.3.31
		大規模集客施設制限地区	30	H20.3.31	
	善通寺市	都市福利施設誘導地区	23.4	R元10.1	同左
	宇多津町	大規模集客施設制限地区	20	H20.3.31	同左
	多度津町	大規模集客施設制限地区	39	H20.3.31	同左
坂出	坂出市	大規模集客施設制限地区	181	H20.3.31	R3.1.7

(令和4年1月31日現在)

## ③ 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途白地地域において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の用途の建築物等の立地を規制するものです。本県では4市1町で指定しています。

都市計画区域名	都市名	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	14,494※	H16.5.17	R4.1.28
中讃広域	丸亀市	2,762※	H16.5.17	同左
	善通寺市	39	H18.4.1	同左
	宇多津町	278※	H16.5.17	同左
坂出	坂出市	6,888※	H16.5.17	H21.4.7
合計		24,461		

※合算して計上

## ④ 高度地区

高度地区は、都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適応した土地の高度利用及び居住環境の整備を図るためのもので、建築物の高さの最低限度を定める高度地区(最低限高度地区)と最高限度を定める高度地区(最高限高度地区)があります。本県では、丸亀市で最高限高度地区を指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積(ha)	建築物の高さの最高限度(m)	最終決定年月日
中讃広域	丸亀市	高度地区(丸亀城北側)	15	25	H14.12.20※
		高度地区(丸亀城東・南東側)	12	15	H14.12.20※
合計			27		

※平成16年5月17日名称変更

## ⑤ 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度等を特に定める地区です。本県では、高松市及び丸亀市で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	区域名	面積(ha)	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度	高さの最高限度	最終決定年月日
高松広域	高松市	片原町駅西・第3街区	0.4	55/10	20/10	7/10	200㎡		H8.2.27※
		大工町・磨屋町地区	0.5	55/10	20/10	7/10	200㎡		H30.6.25
中讃広域	丸亀市	丸亀駅前A、E地区	0.5	50/10	20/10	8/10	200㎡		S54.11.26※

※平成16年5月17日名称変更

## ⑥ 都市再生特別地区

都市再生特別地区は、都市再生緊急整備地域において土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより、都市の再生に貢献し、都市機能、環境及び安全性の維持向上を図るため、既存の用途地域等による制限を緩和することができるものです。本県では、高松市で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	種類	面積(ha)	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度	高さの最高限度	壁面の位置制限	最終決定年月日
高松広域	高松市	高松丸亀町商店街A街区	0.5	55/10	20/10	7/10	200㎡	高層部 36.5m 低層部 16.5m	1.0~1.5m	H16.4.13※
		内町街区	1.0	50/10	20/10	8/10	200㎡	高層部 36.5m	1.0~5.0m	H16.4.13※
		高松丸亀町商店街G街区西	0.65	46/10	20/10	7/10	200㎡	高層部 60.0m 中層部 36.5m 低層部 16.5m	1.0~1.5m	H21.6.30
		高松丸亀町商店街G街区東	0.55	65/10	20/10	7/10	200㎡	高層部 60.0m 中層部 36.5m 低層部 16.5m	1.0~1.5m	H21.6.30

※平成16年5月17日名称変更



# 5 土地利用

## ⑦ 防火地域及び準防火地域

市街地において防災対策上特に重要な地区を定め、建築基準法により建築材料、構造等を規制し、市街地における火災の危険を防除するものです。本県では、防火地域は高松市、坂出市で、準防火地域は高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市及び東かがわ市で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	防火地域(ha)	準防火地域(ha)	計(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	17.5	252.5	270.0	S24.7.12	H7.12.8 ※
中讃広域	丸亀市	-	124.7	124.7	S26.11.27	同左 ※
	善通寺市	-	17.0	17.0	S63.8.1	同左 ※
坂出	坂出市	4.1	163.0	167.1	S26.11.27	H4.9.21 ※
東かがわ	東かがわ市	-	5.0	5.0	H11.4.14	同左 ※
合計		21.6	562.2	583.8		

※平成16年5月17日名称変更

## ⑧ 風致地区

風致地区は、都市において良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定めるものです。地区内の建築や宅地造成等の行為は、県や市町の条例に基づき、周辺の土地の風致と調和するよう規制が行われています。本県では、5市2町で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	名称	都市名	位置	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松	高松市	紫雲山、峰山、稲荷山、西方寺一帯	230	S6.5.25	H16.5.17
中讃広域	桃陵	多度津町	桃陵公園の一部と周辺部の一部	17	S11.12.23	H16.5.17
	聖通寺山	宇多津町	常盤公園一帯	33	S14.1.10	H16.5.17
	角山		角山一帯	14	H16.5.17	同左
	青ノ山		丸亀市	青ノ山一帯	86	H16.5.17
		50				
坂出	聖通寺山	坂出市	常盤公園一帯	39	S11.12.23	H16.5.17
	角山		角山一帯	29	H16.5.17	同左
	金山		金山一帯	112	H16.5.17	同左
	常山		常山一帯	78	H16.5.17	同左
観音寺	笠山	観音寺市	笠山一帯	15	H16.5.17	同左
	琴弾		琴弾公園、興昌寺一帯	90.79	S11.12.23	同左
三豊	妙見山	三豊市	妙見山一帯	155	S11.12.23	H16.5.17 ※
	四国山		四国山一帯	83	S11.12.23	H16.5.17 ※
	大蔦島		大蔦島小蔦島全部	36	S11.12.23	H16.5.17 ※
合計				1,067.79		

※R3.5.31名称変更

## ⑨ 駐車場整備地区

(令和4年1月31日現在)

駐車場整備地区は、駐車場法に基づき、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び準工業地域内で特別用途地区が定められた地域内又は商業地域及び近隣商業地域に

都市計画区域名	都市名	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	267.3	S56.7.17	H7.12.8 ※
中讃広域	丸亀市	45.0	S63.3.7	同左 ※
坂出	坂出市	78.0	H10.3.2	同左 ※
合計		390.3		

※平成16年5月17日名称変更

において、自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定めるものです。本県では、高松市、丸亀市及び坂出市で指定しています。

## ⑩ 臨港地区

港湾の円滑な管理、運営を図り、土地利用の合理化を進め港湾機能を高めるために定める地区です。本県では、7市3町で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日	摘要																
						分 区 内 容 (ha)																
						商港区	特殊物資港区	工業港区	保安港区	漁港区	マリーナ港区	修景厚生港区	無分区									
高松広域	高松市	高松港臨港地区	280.5	S40.3.5	R4.1.28																	
		牟礼港臨港地区	8.0	S40.3.5	H28.3.4				1.9												6.1	
		久通港臨港地区	0.6	S45.5.30	H23.5.10																0.6	
		志度港臨港地区	0.2	H28.3.4	H28.3.4																0.2	
		立石港臨港地区	2.3	H20.4.23	同左																2.3	
		石場港臨港地区	0.2	H23.5.10	同左																0.2	
中讃広域	丸亀市 多度津町	丸亀臨港地区	307.6	S40.3.5	H29.12.01	98.7		206.3	2.6													
		多度津港臨港地区	6.0	S40.3.5	H18.10.27		1.7			0.4											3.9	
坂出	坂出市	坂出港臨港地区	614.6	S40.3.5	R3.6.30	48.0		516.7	23.8	1.3										2.9	21.9	
観音寺 豊浜	観音寺市	観音寺港臨港地区	13.6	S40.3.5	R3.8.3	4.0															9.6	
		豊浜港臨港地区	2.2	S40.3.5	H24.12.13		1.8															0.4
さぬき	さぬき市	津田港臨港地区	7.7	S40.3.5	H17.7.4		3.4														4.3	
		志度港臨港地区	1.7	S40.3.5	H24.3.2		0.5															1.2
東かがわ	東かがわ市	引田港臨港地区	0.8	S40.3.5	H19.3.13		0.3														0.5	
		白鳥港臨港地区	1.7	S40.3.5	H24.6.12		0.9															0.8
		三本松港臨港地区	12	S40.3.5	H24.6.12		1.5		0.4	0.2												10.1
三豊	三豊市	詫間港臨港地区	25	S40.3.5	H24.11.22※	9.2		14.4			1.2										0.6	
		仁尾港臨港地区	10	H17.4.26	H24.11.22※	5.9							4.0									0.2
土庄	土庄町	土庄港臨港地区	5.6	S40.3.5	H23.1.28	3.9															1.7	
		土庄東港臨港地区	1.8	S40.3.5	H23.1.28		1.5															0.3
内海	小豆島町	坂手港臨港袖区	1.6	S40.3.5	H24.3.30		1.4														0.2	
		内海港臨港地区	6.2	H24.3.30	R元.6.10		0.2		4.1													1.9
合計			1,311					235.0	4.0	867.6	41.4	2.5	5.1	2.9							152.1	

※R3.5.31名称変更

## (3) 促進区域

促進区域は、主として土地所有者等に一定期間内に一定の土地利用を実現することを義務づけて、計画的な市街地開発を促進し、積極的な土地利用を実現するために定める区域です。

### ① 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、「都市再開発法」に基づき、市街地の計画的な再開発の実現を図ることが適切な土地について定めるもので、おおむね5年以内に区域内の再開発を促進する制度です。本県では、丸亀市で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	面積 (ha)	計画決定年月日
中讃広域	丸亀市	丸亀駅前A地区市街地再開発促進区域	丸亀市浜町	0.13	S61.11.28※

※平成16年5月17日名称変更

### ② 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域は、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」(いわゆる拠点法)に基づき、市街地の計画的な整備の実現を図ることが適切な土地について定めるもので、区域内の土地区画整理事業を促進する制度です。本県では、坂出市で指定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	位置	面積 (ha)	計画決定年月日
坂出	坂出市	坂出駅南口拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	坂出市駒止町1丁目、元町1丁目、谷町1丁目	3.6	H8.3.1※

※平成16年5月17日名称変更

# 6 都市施設

道路、公園、下水道などの公共公益施設は、私達が安全で快適かつ機能的な日常生活や産業活動を行ううえで、必要不可欠な都市施設です。

都市計画には、これら都市施設のうち必要なものを定めます。

(令和4年1月31日現在(※改良済延長は令和3年3月31日現在))

## ① 道 路

種 別	路線数	計画決定総延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)
自動車専用道路	3	29.38	29.38	100.0
幹線街路	216	537.11	405.15	75.4
区画街路特殊街路	24	12.35	11.63	94.2
合 計	243	578.84	446.16	77.1

(令和4年1月31日現在(※改良済延長は令和3年3月31日現在))

都市計画区域名	都 市 名	路線数	計画決定総延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)
高松広域	高松市	65	222.21	193.02	86.9
	三木町	(2)	5.60	5.60	100.0
	綾川町	(1)	1.47	1.47	100.0
中讃広域	丸亀市	36	62.15	46.37	74.6
	善通寺市	16	25.18	17.71	70.3
	宇多津町	22	24.56	17.87	72.8
	琴平町	5	2.91	2.66	91.4
	多度津町	5	19.39	13.35	68.8
	まんのう町	1	4.19	4.19	100.0
坂出	坂出市	32	82.27	50.20	61.0
観音寺	観音寺市	17	33.32	24.28	72.9
豊浜	観音寺市	3	4.67	3.73	79.9
さぬき	さぬき市	14	45.60	36.72	80.5
東かがわ	東かがわ市	4	13.87	7.62	54.9
三豊	三豊市	15	21.32	19.79	92.8
土庄	土庄町	6	8.15	4.31	52.9
内海	小豆島町	2	1.98	1.98	100.0
合 計		243	578.84	450.87	77.9

注1) 高松広域都市計画道路 1・4・101三木高松線の三木区間  
注2) 高松広域都市計画道路 3・1・101三木高松国分寺線の三木区間

注3) 高松広域都市計画道路 3・2・103錦町国分寺綾南線の綾川区間  
注4) 都市計画道路見直し後の改良済延長 (令和4年1月31日時点)

## ② 都市高速鉄道

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名 称		延長(m)	当初決定年月日 最終決定年月日
		番号	路線名		
高松広域	高松市	1	四国旅客鉄道高德線	8,470	S46.1.19 S48.6.12 ※
		2	高松琴平電鉄琴平線	2,860	H10.7.10 ※
		3	高松琴平電鉄長尾線	970	H10.7.10 ※
中讃広域	丸亀市	1	四国旅客鉄道予讃線	5,410	S56.3.31 S63.12.27 ※
	宇多津町				
坂出	坂出市	1	四国旅客鉄道予讃線	5,390	S61.12.19 S63.12.27 ※
合 計			5路線		

※平成16年5月17日名称変更

## ③ 駐 車 場

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名 称		面積(m <sup>2</sup> )	収容台数(台)	当初決定年月日 最終決定年月日	備 考
		番号	駐 車 場 名				
高松広域	高松市	1	中央駐車場	12,800	321	S42.9.8 S56.7.17 ※	自動車駐車場
		2	南部駐車場	2,400	415	S59.12.8 ※	同上
		3	高松市立美術館地下駐車場	4,500	145	S60.4.11 ※	同上
		4	瓦町駅地下駐車場	11,900	420	H6.11.28 ※	同上
		5	高松駅前広場地下駐車場	11,000	380	H9.12.5 ※	同上
中讃広域	丸亀市	1	福島駐車場	2,600	346	S55.4.23 ※	同上
		2	大手町駐車場	2,800	177	S56.7.9 ※	同上
		3	大手町第一駐車場	2,000	250	S58.6.29 ※	同上
		4	丸亀市駅前地下駐車場	6,200	260	S63.3.7 ※	同上
	琴平町	6	町営こんぴら駐車場	6,300	(大型) 20 (普通車) 163	S62.2.26 ※	同上
坂出	坂出市	1	坂出駅北口駅前広場地下駐車場	6,200	126	H10.3.2 H23.11.28	同上
自動車駐車場小計				11箇所	68,700	3,023	
高松広域	高松市	6	瓦町地下自転車駐車場	3,900	1,000	H6.11.28 ※	自転車駐車場
		7	高松駅前広場地下自転車駐車場	6,200	2,300	H9.12.5 ※	同上
中讃広域	丸亀市	5	丸亀駅前自転車駐車場	560	480	S57.8.16 H21.8.5	同上
自転車駐車場小計				3箇所	10,660	3,780	
駐車場計				14箇所	79,360	6,803	

※平成16年5月17日名称変更

## ④ 自動車ターミナル

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	種 別	名 称		位 置	面積 (ha)	当初決定年月日 最終決定年月日
			番号	ターミナル名			
高松広域	高松市	トラックターミナル	1	四国トラックターミナル	高松市朝日町 (C地区埋立地)	7.6	S46.5.15※

※平成16年5月17日名称変更

## ⑤ 公園緑地

### 公 園

(令和4年1月31日現在(※供用箇所数及び面積は令和3年3月31日現在))

都市計画区域名	都 市 名	計画決定		供 用		その他公園	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
高松広域	高松市	105	333.27	102	292.72	176	60.79
中讃広域	丸亀市	16	77.65	16	68.53	22	284.94
	善通寺市	5	13.16	5	11.16	18	17.16
	宇多津町	10	33.26	10	33.33	2	0.70
	琴平町	1	15.50	1	15.47	1	7.46
	多度津町	2	12.70	2	11.30	1	0.07
	まんのう町	2	360.40	2	360.40	—	—
	小計	36	512.67	36	500.19	44	310.33
坂出市	坂出市	16	29.58	16	17.07	3	22.86
観音寺市	観音寺市	7	56.59	7	52.83	6	9.16
豊浜市	豊浜市	1	4.20	1	4.11	—	—
さぬき市	さぬき市	8	45.54	8	44.24	30	93.32
東かがわ市	東かがわ市	2	26.70	2	26.73	7	3.50
三豊市	三豊市	7	16.59	7	16.64	—	—
土庄町	土庄町	1	5.20	1	5.20	—	—
内海町	小豆島町	4	6.93	4	6.92	—	—
合 計		187	1037.27	184	966.65	266	499.96

注) 9・6・101香川中央広域公園の綾川町の区域を含む

### 緑 地

(令和4年1月31日現在(※供用箇所数及び面積は令和3年3月31日現在))

都市計画区域名	都 市 名	計画決定		供 用		その他緑地	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
高松広域	高松市	5	102.09	5	30.61	15	3.17
中讃広域	丸亀市	6	202.80	6	48.32	9	2.29
	善通寺市	—	—	—	—	2	0.98
	宇多津町	2	2.00	2	1.99	—	—
	まんのう町	1	1.60	1	1.87	—	—
	小計	9	206.40	9	52.18	11	3.27
坂出市	坂出市	4	30.44	4	22.66	1	0.14
観音寺市	観音寺市	1	1.20	1	1.00	2	0.05
三豊市	三豊市	1	1.80	1	1.82	—	—
内海町	小豆島町	—	—	—	—	1	0.27
合 計		20	341.93	20	108.27	30	6.90

## ⑥ 墓 園

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都 市 名	公 園 名	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日 最終決定年月日	摘 要
高松広域	高松市	平和公園	20.20	11.86	S47.1.18※	
		六ツ目墓園	4.20	4.20	H12.3.1※	
中讃広域	丸亀市	青の山墓地公園	11.50	7.57	S47.11.9※	丸亀市青ノ山墓地公園
さぬき	さぬき市	津田墓園	2.03	2.03	S38.10.4 S59.3.13※	
		鶴羽墓園	3.50	3.50	S49.11.13 S59.3.13※	
東かがわ	東かがわ市	白鳥霊園	1.39	2.28	S29.5.11※	
合 計		6箇所	42.82	31.44		

※平成16年5月17日名称変更

# 6 都市施設

## ⑦ 公共空地

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	公園名	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日 最終決定年月日
高松広域	高松市	屋島陸上競技場	5.40	5.21	S29.2.1 ※
坂出	坂出市	坂出市営運動場	2.60	—	S29.5.11 ※
合計		2箇所	8.00	5.21	

※平成16年5月17日名称変更

## ⑧ 下水道

### 流域下水道

(令和4年1月31日現在)

名称	処理区	都市名	区域面積 (ha)	当初決定年月日 最終決定年月日
中讃流域下水道	大東川処理区	丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町	2,091	S52.11.19 H20.11.21
	金倉川処理区	善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町	1,706	S58.10.4 H25.2.1
合計			3,797	

### 公共下水道

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	排水区域 (ha)		排除方式	当初決定年月日 最終決定年月日	備考
		汚水	雨水			
高松広域	高松市	6,161	6,161	分・合流	S35.3.28 H28.4.1	
	三木町	383	—	分流	H17.9.28 H29.6.14	
中讃広域	丸亀市 ※2	2,025	2,024	分・合流	S33.3.12 H28.1.19	一部流域関連
	善通寺市	456	—	分流	S60.12.7 ※1	流域関連
	宇多津町	476	476	分流	S53.9.30 H2.8.14 ※1	流域関連
	琴平町	111	171	分流	S61.11.26 ※1	流域関連
	多度津町	620	620	分流	S59.12.11 H7.8.1 ※1	流域関連
	まんのう町	459	—	分流	H3.3.4 H25.2.1	流域関連
坂出	坂出市	684	1,320	分流	S33.3.12 R3.1.7	流域関連
観音寺	観音寺市	509	894	分・合流	S36.7.24 R3.2.4	
さぬき	さぬき市	1,251	1,251	分・合流	S33.3.12 H24.4.1	
東かがわ	東かがわ市	166	211	分流	S36.7.24 H29.9.22	
土庄	土庄町	—	185	分流	S39.2.20 R3.2.10	
内海	小豆島町	—	151	分流	R3.8.27 同上	
合計		13,301	13,464			

※1 平成16年 5月17日名称変更

※2 単独公共と流域関連公共を合算して計上

### 都市下水路

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	箇所数	排水面積 (ha)	延長 (m)
高松広域	高松市	1	460	2,359
坂出	坂出市	1	170	4,620
東かがわ	東かがわ市	4	211.64	7,875.4
三豊	三豊市	1	51.4	—
土庄	土庄町	1	10	—
合計		8	903.04	14,854.4

## ⑨ その他都市施設

(令和4年1月31日現在)

汚物処理場	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (㎡)	処理能力	当初決定年月日 最終決定年月日
	高松広域	高松市	高松市衛生センター	3,400	278k1/D	S57.12.14 H29.4.7
	中讃広域	多度津町	中讃広域行政組合し尿処理場	17,400	174k1/D	H元.10.4 H25.2.1
	坂出	坂出市	坂出宇多津広域し尿処理場	11,000	120k1/D	S52.11.19 ※
	観音寺	観音寺市	観音寺市汚物処理場	5,000	48k1/D	H10.2.25

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

ごみ処理場・ごみ焼却場	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (ha)	当初決定年月日 最終決定年月日	摘 要
	高松広域	高松市	高松地区西部広域衛生施設組合 ごみ処理場	1.8	S55.4.23 ※	
			国分寺枝葉リサイクルセンター	0.15	H17.12.5 H18.3.31	
	中讃広域	丸亀市	中讃地区一市三町環境衛生組合 ごみ処理場	3.0	H5.12.2 ※	
			善通寺市リサイクルプラザ	0.7	H10.2.26 ※	
			琴平町 琴平ごみ焼却場	1.5	S45.1.21 H7.7.31 ※	ごみ焼却場
			多度津町 多度津町リサイクルプラザ	0.76	H12.11.22 ※	
	坂出	坂出市	坂出・宇多津ごみ焼却場	1.5	S57.12.6 ※	ごみ焼却場
			坂出市リサイクルプラザ	0.64	H9.3.5 H13.1.18 ※	
	さぬき	さぬき市	津田町ごみ焼却場	1.17	S63.2.27 ※	ごみ焼却場

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

市場	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
	高松広域	高松市	高松市中央卸売市場	9.77	S58.10.5	R元.7.22
	中讃広域	丸亀市	香川県中部地方卸売市場	1.75	S56.2.18	H元.5.2 ※
	さぬき	さぬき市	香川県東部地方卸売市場	1.5	S53.9.28	同左 ※

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

と畜場	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (㎡)	当初決定年月日	最終決定年月日
	高松広域	高松市	高松市食肉センター	9,000	H9.2.28	同左 ※

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

火葬場	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
	高松広域	高松市	高松市葬斎場	1.37	S56.11.30	同左 ※
			牟礼斎場	0.5	S53.1.11	H18.3.31
			香川斎場	1.56	H6.2.28	H18.3.31
			三木町 三木・長尾葬斎場	3.1	H8.12.9	同左 ※
			綾川町 綾川斎苑	0.36	H19.12.21	同左
	中讃広域	丸亀市	丸亀・飯綾共同火葬場	7.56	H6.3.3	同左 ※
			善通寺市 善通寺市火葬場	0.4	S53.10.23	同左 ※
			宇多津町 宇多津火葬場	0.16	H11.3.4	同左 ※
	さぬき	さぬき市	さぬき市斎場	0.87	H9.3.4	同左 ※
東かがわ	東かがわ市	引田斎場	0.05	S51.11.9	同左 ※	

※平成16年5月17日名称変更

(令和4年1月31日現在)

河川	都市計画区域名	都市名	名 称	延長 (m)	当初決定年月日	最終決定年月日
	東かがわ	東かがわ市	番屋川	4,040	H2.12.11	同左 ※
	三豊	三豊市	古江上川	430	H2.11.6	同左 ※2

※平成16年5月17日名称変更

※2 令和3年5月31日名称変更

(令和4年1月31日現在)

その他	都市計画区域名	都市名	名 称	面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
	高松広域	高松市	牟礼総合福祉会館	1.0	S54.6.22	H18.3.31

※平成16年5月17日名称変更

# 7 市街地開発事業

## ① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画区域内の一定の地区において土地の区画形質を変更し、公共施設の整備改善を行うことにより、健全な市街地を形成する事業です。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	地区名	施行者	施行期間(年度)	面積(ha)	総事業費(百万円)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	戦災復興	市長	S21～S51	358.2	644.3	S21.6.5	S48.6.12※
		松島	市	S29～S49	64.9	171.7	S29.9.6	S48.6.12※
		弦打	〃	S41～S53	47.4	743.4	S40.12.27	S48.6.12※
		古高松	〃	S42～S51	10.0	96.0	S42.9.8	同左※
		太田第一	〃	S45～H7	78.2	5,612.0	S45.10.15	S48.6.12※
		南部第一	〃	S47～S62	28.3	2,058.0	S45.10.15	S48.6.12※
		太田第二	〃	S61～H25	360.3	64,026.0	S61.3.28	同左※
		高松港頭	県	H5～H20	27.8	43,843.2	H4.12.11	同左※
		西部	組合	S5～S10	25.9	0.06	—	—
		宮脇町	〃	S9～S16	12.7	0.03	—	—
		生島	〃	S47～S56	37.7	1,786.6	—	—
		高松浜	〃	S47～S53	18.9	1,426.5	—	—
		高松町	〃	S48～S53	12.6	512.8	—	—
中讃広域	丸亀市	安達	市	S50～S60	28.1	2,178.6	S50.12.11	S56.7.7※
		土器塩田	組合	S48～S51	36.8	1,123.7	—	—
		三ノ池中	〃	H11～H20	2.1	263.3	—	—
		島田北	〃	H13～H23	2.9	150.8	—	—
	北岡北	〃	H14～H30	1.1	198.3	—	—	
宇多津町	宇多津塩田	町	S52～H8	186.3	23,323.0	S50.3.24	S52.9.22※	
坂出	坂出市	西大浜	市	S47～H14	70.4	8,201.0	S47.11.9	S48.2.24※
		東大浜	〃	S48～H8	26.4	2,327.1	S47.11.9	S55.3.4※
		坂出駅南口	〃	H8～H18	3.6	4,320.0	H8.3.1	同左※
		金山塩田	組合	S61～H元	6.4	536.1	—	—
さぬき	さぬき市	志度正面	〃	H17～H18	0.9	98.7	—	—
		志度カシキ	〃	H22～H24	1.2	120.0	—	—
東かがわ	東かがわ市	馬宿	〃	S50～S53	1.5	23.0	—	—
		庵ノ内	〃	S56～H5	4.7	170.8	—	—
		町田	〃	S52～S55	2.2	104.8	—	—
三豊	三豊市	陣山	個人	S62～S63	17.0	865.3	—	—
		西野	町	S50～S56	36.4	1,843.5	S50.7.5	S55.3.4※2
		弁天山	組合	S60～S61	0.5	97.2	—	—
		仁尾浜	町	S50～S58	51.8	2,505.3	S50.7.5	S55.4.19※2
		金坂	組合	H元～H6	11.9	1,244.2	H元.12.14	同左※2
		加嶺	〃	H12～H15	0.8	57.6	—	—
内海	小豆島町	新開	〃	S54～S55	1.9	86.0	—	—
		安田大川	〃	S54～S55	1.3	61.5	—	—
		苗羽石井	〃	S58～S63	1.2	80.2	—	—
合計		38地区			1,639.0	175,156.28		

※平成16年5月17日名称変更  
 ※2 令和3年5月31日名称変更

## ② 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境が悪化した平面的な市街地において、敷地の共同利用により建築物の不燃化、共同化、高層化を行うとともに、道路、駅前広場等の公共施設の整備と有効なオープンスペースを確保し、安全で快適な都市環境を創造する事業です。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	施行区域面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	片原町駅西・第3街区第一種市街地再開発事業	0.4	H8.2.27	同左※
		高松丸亀町商店街A街区第一種市街地再開発事業	0.4	H13.3.21	H16.4.13※
		高松丸亀町商店街G街区第一種市街地再開発事業	1.2	H13.3.21	H21.6.30
		大工町・磨屋町地区第一種市街地再開発事業	0.5	H30.6.25	同左
合計		4地区	2.5		

※平成16年5月17日名称変更

# 8 地区計画

地区計画は、地区レベルでのまちづくりの要請に応え、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定める制度です。本県では、高松市、丸亀市及び坂出市で都市計画決定しています。

(令和4年1月31日現在)

都市計画区域名	都市名	名称	面積(ha)	地区整備計画の面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
高松広域	高松市	高松港頭地区	27.8	27.8	H5.5.31	R2.7.15
		太田第2シンボル地区	10.3	10.3	H9.2.27	H31.3.28
		ラ・プエルタ多肥地区	1.1	1.1	H14.2.12	同左※
		朝日新町地区	21.0	21.0	H14.7.30	H31.3.28
		コーモド春日地区	0.5	0.5	H15.6.23	同左※
		ラ・プエルタ多肥第2地区	0.8	0.8	H15.6.23	同左※
		ラ・プエルタ元山地区	0.4	0.4	H15.6.23	同左※
		ラ・プエルタ多肥第3地区	0.4	0.4	H16.2.19	同左※
		ラ・プエルタ多肥第4地区	1.1	1.1	H16.2.19	同左※
		牟礼久通地区	6.7	6.7	H8.5.21	H18.3.31
		4町パティオ地区	0.4	0.4	H18.3.31	同左
		高松丸亀町商店街地区	2.9	1.6	H20.4.23	H31.3.28
		朝日町一丁目地区	6.2	6.2	H21.6.29	同左
		栗林公園北部地区	6.5	6.5	H21.6.29	H31.3.28
		林町地区	1.6	1.6	H21.6.29	H31.3.28
		林町第2地区	1.1	1.1	H25.10.11	同左
		郷東町香川県臨海企業団地地区	22.0	22.0	H27.3.31	H31.3.28
朝日新町第2地区	9.6	9.6	R2.10.2	同左		
中讃広域	丸亀市	丸亀駅前南地区	0.9	0.9	H21.8.5	H31.3.05
坂出	坂出市	松ヶ浦地区	14.3	14.3	H8.5.21	同左※
		坂出駅南口地区	3.6	3.6	H9.2.3	同左※
		坂出駅前北口地区	0.5	0.5	H23.11.28	H31.3.27
合計		22地区	139.7	138.4		

※平成16年5月17日名称変更

### 〈掲載写真〉

表紙左上(太田第二土地区画整理事業区域)

表紙右上(丸亀市市民交流活動センター「マルタス」)

表紙左下 さぬき空港公園

表紙右中 サンポート高松

さぬき空港公園マスコットキャラクター さぬたん

表紙右下(都市の3D地図(サンポート高松周辺))